特定非営利活動法人日本・ロシア協会

定　　款

第１章　総　　則

（名称）

第１条　　本会は、特定非営利活動法人日本・ロシア協会（略称日ロ協会）と称する。
露文では、Общество《Япония－Россия》と表示する。
登記上は、特定非営利活動法人日本ロシア協会とする。

（事務所）

第２条　　本会は、事務所を東京都港区麻布台３丁目４-１０麻布誠工社ビル３階Ａ号室におく。

（目的）

第３条　　本会は、日本とロシア連邦間（必要に応じてロシア以外の旧ソ連邦構成国を含む）の人的、文化的、学術的、経済的交流を通じて両国の友好親善、経済協力関係の促進をはかることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　　本会は、前条の目的を達成するため、各地域協会との連絡調整につとめ、次に掲げる種類の特定非営利活動を全国的に行う。

(1) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
(2) 環境の保全を図る活動
(3) 国際協力の活動
(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（特定非営利活動に関わる事業の種類）

第５条　　本会は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

(1) 日本からの各分野の調査団、視察団の派遣
(2) ロシア連邦各分野の専門家の招聘などを通じての交流
(3) 各種研究活動の推進、研究集会の開催
(4) 日本・ロシア連邦間の文化交流の推進、青少年交流の推進
(5) 語学教育の推進
(6) 前各号に掲げる活動に係わる情報の収集、整理及び機関紙・出版物の発行
(7) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第２章　会　　員

（会員の種別）

第６条　　本会の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員　　本会の目的・事業に賛同して入会した個人、法人及び団体
(2) 賛助会員　　本会の事業を賛助するため入会した個人、法人及び団体
(3) 普通会員　　本会の目的に賛同して入会した個人

（入会）

第７条　本会の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2.会長は、前項の入会申込者が、第３条に定める本会の目的に賛同し、第４条から第５条に定める活動及び事業に協力できる者と認めたときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3.本会の賛助会員は前項に基づき財政に貢献することによって会員となることができる。

4.普通会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員となることができる。

（会費）

第８条　会員は毎年１回年会費を納入しなければならない。

2.年会費の額は総会で定めるものとする。

（退会）

第９条　会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2.会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき

(2) 法人または団体が解散し、又は破産したとき

(3) 会員が年会費を３年以上滞納したとき

（除名）

第10条　会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決に基づき、これを除名することができる。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2.前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第11条　会員がすでに納入した年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　役員及び顧問、参与

（種類及び定数）

第12条　本会に、次の役員を置く。

(1) 理事　　10名以上

(2) 監事　　2名

2.理事のうち、1名を会長、若干名を副会長（但し、10名以内）、1名を理事長、1名を事務局長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2.総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項及び第21条の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3.会長、副会長、及び理事長及び事務局長は理事会において理事の互選により定める。

4.監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第14条　理事は、理事会を構成し、定款を定め、総会及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。

2.会長は、本会を代表し、その職務を統括する。

会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3.副会長は、会長の職務を補佐する。

4.理事長は、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理し、この定款に定める会長の職務を代行するとともに、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

5.事務局長は理事長のもとで事務局を統括し、日常業務を処理する。

6.監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第15条　役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2.補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3.役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（解任）

第16条　役員が次の各号の一に該当するときには、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（報酬等）

第17条　役員の報酬に関しては、総会で定めるものとする。

2.役員には、費用を弁償することができる。

（顧問及び参与）

第18条　本会に若干名の顧問及び参与を置くことができる

2.顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3.顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4.参与は、本会の運営事業を支援し、理事長に対して意見を述べる。

5.第15条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第4章　総　　会

（種別）

第19条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

（構成）

第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（機能）

第21条　総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 役員の選任及び解任、職務、報酬

(3) 年会費の額

(4) 定款の変更

(5) 合併

(6) 解散

(7) 解散した場合の残余財産の処分

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）

第 22 条　通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合。

(2) 正会員の 4 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集した場合

（招集）

第 23 条　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き会長が招集する。

2.総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開会日の 2 週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。

3.前条第 2 項の規定による請求があった場合は、会長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、会長がこの請求のときから 1 ヵ月以内に会議を招集しないときは、請求をした者（ただし、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の場合においては、請求をした者の代表者）は、会議を招集することができる。

（議長）

第 24 条　総会の議長は、出席した理事のうちから会長が指名する。ただし、第 22 条第 2 項第 3 号の場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

（定足数）

第 25 条　総会は、正会員総数の 10 分の 1 以上の出席がなければ議決することはできない。

（議決）

第 26 条　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2.総会において、第 23 条第 2 項第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3.議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決権等）

第 27 条　総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ、電磁的方法又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2.前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3.第 1 項の規定により表決権を行使する正会員は、第 25 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）

第 28 条　議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名し、これを保存しなければならない。

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第5章　理 事 会

（構成）

第 29 条　理事会は、理事をもって構成する。

2.監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）

第 30 条　理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 事務局の組織及び運営

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、運営に関する事項

（開催）

第 31 条　理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 会長又は理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

（招集）

第 32 条　理事会は、理事長が招集する。

2.理事長は、前条第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3.理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法でもって、少なくとも 5 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある場合は、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

（議長）

第 33 条　理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

（定足数）

第 34 条　理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ議決することはできない。

（議決）

第 35 条　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2.理事会において、第 32 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3.議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することはできない。

（書面表決等）

第 36 条　理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ、電磁的方法又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2.前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3.第 1 項の規定により表決権を行使する理事は、第 34 条及び前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）

第 37 条　議長は、理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 名が署名し、これを保存しなければならない。

第 6 章　資産及び会計

（資産の構成）

第 38 条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

（資産の管理）

第 39 条　本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

（経費の支弁）

第 40 条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業年度）

第 41 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 42 条　本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2.前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び活動予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3.第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（事業報告及び決算）

第 43 条　本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び、活動計算書等の決算に関する書類は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2.前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年度に報酬を受けた者の名簿、社員のうち 10 名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後 3 ヵ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

（剰余金の処分）

第 44 条　本会の決算において、剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第 45 条　この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

2.前項の軽微な事項に係わる定款の変更を行った場合は速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

（解散）

第 46 条　本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
(3) 正会員の欠乏
(4) 合併
(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2.前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3.第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4.この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属先）

第47条　本会が解散の際に有する残余財産は総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益社団法人、公益財団法人に寄付するものとする。

（公告の方法）

第48条　本会の公告は、本会の事務所の前の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第8章　雑　則

（委員会）

第49条　本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2.委員会はその目的とする事項について、調査し、研究、又は事業を遂行する。

3.委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第50条　本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2.事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

3.事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任命する。

4.事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

（実施細則）

第51条　この定款の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附　則

1.この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2.本会の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

3.本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成14年3月31日までとする。

会長	三塚　博
副会長	岡田　利春
	橘　康太郎
	鳩山　由紀夫
	近江　巳記夫
	中村　雅哉
	山本　登
理事長	葉山　峻
理事	石塚　一男
	石元　広昭
	伊集院　俊隆
	浦山　宏子
	大久保　忠男
	大原　将爾
	坂本　市郎
	佐藤　賢明
	清水　徳松
	高塚　昌彦
	長峰　義博
	西村　明宏
	星野　昌世
	村上　義光
	吉田　衆一
	渡辺　温子
監事	佐々木　秀典
	天辰　武夫

4.本会の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、設立日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

5.本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 42 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。